

令和8年度

休日保育のご案内

日曜日や祝日など施設が閉所している日に、仕事により家庭で保育できないお子さんを保育します。

● 休日保育の実施日

日曜日、祝日、12月29日、30日の施設が閉所している日

※ 12月29日、30日は入所施設にかかわらず全員に利用料がかかります。

※ 12月31日から1月3日までは休日保育を実施していません。

● 休日保育の利用時間

午前7時から午後6時まで ※ 延長はありません

● 実施場所

すずらん保育所 住所：帯広市柏林台西町5丁目1番地2

電話番号：36-2389



● 利用できる児童（下記の施設に入所する児童）

① 認可保育所、認定こども園^{注1}（特定教育・保育給付認定の2・3号の児童のみ）、小規模保育所（市の認可を受けた施設）、事業所内保育所（市の認可を受けた施設）

注1：施設等利用給付認定の新2・3号の児童は利用できません。

② 児童保育センター

● 利用料金（1人当たり一日）

上記①の施設 無料（ただし12月29日、30日は2,000円※）

上記②の施設 2,000円※

※ 同一世帯2人以上のお子さんが同時に利用する場合、2人目は1,000円、3人目以降は無料です。

なお、利用料は、利用日当日の登所時にすずらん保育所でお支払いいただきます。

● 利用の申込み

1ヶ月単位でお申込みいただきます。

「休日保育利用者登録台帳」と「休日保育利用日申込書」を利用月の前月20日（20日が日曜、祝日の場合、その前の施設開所日）までに入所している施設へ提出してください。4月利用分については、3月19日（木）を申込み締め切り日といたします。早めの申込みにご協力お願いいたします。

※ 「休日保育利用者登録台帳」は、毎年度初回利用時のみご提出いただきます。

※ 「休日保育利用者登録台帳」と「休日保育利用日申込書」は入所している施設に置いてあります。

※ 利用日は、後日「休日保育利用決定通知書」で通知します。

◇各月締切日◇

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	R9.1月分	R9.2月分	R9.3月分
3月19日	4月20日	5月20日	6月20日	7月18日	8月20日	9月19日	10月20日	11月20日	12月19日	R9.1月20日	R9.2月20日

● 持ち物

お弁当、着替えなど（詳細は休日保育利用決定通知書に同封される休日保育のしおりをご覧ください。）

● その他注意事項など

○ 子ども・子育て支援法によりひと月あたりの保育必要量は週6日程度とされており、週7日の保育を受けることはできません。そのため、休日保育を利用した場合には月～土の中で週休日を確認させていただきます。

○ 入所申込みや現況届提出時の就労証明書において、利用要件の確認をいたします。就労証明書において休日の就労が確認できない場合は、再度、休日の就労が確認できる就労証明書の提出をお願いします。

○ 申込みが多い場合は利用できないことがあります。

○ 12月29日、30日（年末休日保育）については、通常の休日保育とは別に申込みが必要です。申込方法などの詳細は11月頃に別途お知らせします。